



平成 28 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 S R A ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 鹿 島 亨
(コード：3817、東証第一部)
問合せ先 管理本部長 生川 尚幸
(TEL 03-5979-2666)

当社子会社に対する訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

平成 28 年 10 月 31 日付「当社子会社の訴訟の判決に関するお知らせ」および同年 11 月 2 日付「当社子会社の訴訟の判決の更正決定に関するお知らせ」でお知らせしました、当社子会社である株式会社 S R A（以下、「S R A」という。）と株式会社ハピネット（以下、「ハピネット」という。）との間の訴訟の第 1 審判決（以下、「本判決」という。）につき、ハピネットから控訴を提起されました。

S R A の控訴およびハピネットの控訴は、東京高等裁判所にて併合のうえ、審理される予定となりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

S R A は、引続き、控訴審においても、正当性を全面的に容れるよう求めるとともにハピネットによる控訴の棄却を求めてまいります。

記

1. 控訴の提起された裁判所、年月日および当事者

- (1) 裁判所： 東京高等裁判所
- (2) 年月日： 平成 28 年 11 月 11 日（控訴状受領日 同年 12 月 8 日）
- (3) 当事者： 控訴人 ハピネット
被控訴人 S R A

2. 控訴の内容

ハピネットからの控訴状によると、本判決の S R A の請求を一部認容した部分およびハピネットの請求を一部棄却した部分について不服であることから、控訴を提起したとのことです。

3. 控訴が併合された年月日

年月日： 平成 28 年 12 月 7 日

4. 今後の見通し

当社の業績に与える影響は現時点ではございません。本件に関して開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

5. 関連する過去の開示

- (1) 「損害賠償等請求訴訟提起に関するお知らせ」（平成 23 年 3 月 31 日）
- (2) 「当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」（平成 23 年 4 月 13 日）
- (3) 「当社子会社の訴訟の判決に関するお知らせ」（平成 28 年 10 月 31 日）
- (4) 「当社子会社の訴訟の判決の更正決定に関するお知らせ」（平成 28 年 11 月 2 日）
- (5) 「当社子会社の訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」（平成 28 年 11 月 8 日）

以 上